

再就職準備金手続の流れ

●申請～再就職準備金交付・返還猶予決定

時期	申請者	栃木県社会福祉協議会 福祉人材・研修センター
直近の介護職員等としての離職日から、介護職員等として再就労する日まで	栃木県社会福祉協議会福祉人材・研修センターに「 届出書（兼求職登録票） 」及び「 再就職準備金利用計画書（別記様式第7号） 」を提出。	（福祉人材・研修センターでは、無料職業紹介事業を行っております。再就職先の紹介・あっせんもしていますので、ご活用ください。）
再就職内定（決定）次第 すぐに	<p>内定（決定）次第、栃木県社会福祉協議会福祉人材・研修センターへ連絡の上、以下の書類を同センターへ提出。</p> <p>① 貸付申請書（別記様式第6号） ※保証人・生計を一にする家族（所得のある者）の所得証明を添付すること。</p> <p>② 業務従事期間証明書（別記様式第8号）</p> <p>③ 内定（決定）証明書（別記様式第9号） ※福祉人材・研修センターの紹介により再就職内定（決定）した場合は提出不要。</p> <p>④ 資格（修了）証の写し</p> <p>⑤ 住民票</p>	
再就職後	「 業務従事証明書（別記様式第10号） 」を栃木県社会福祉協議会福祉人材・研修センターへ提出。 ※再就業先に証明を受けること。	
		審査・貸付決定 貸付決定通知書を送付
貸付決定後、 2週間以内	以下の書類を栃木県社会福祉協議会福祉人材・研修センターへ提出。 ① 借用証書（別記様式第11号 - ③） ※借用証書に 収入印紙 を貼付すること。 ② 振込口座届出書（別記様式第12号） ③ 借受者・保証人の印鑑証明書	

借用証書等提出後、1ヵ月以内		再就職準備金交付（一括）
準備金借受後、速やかに	「 返還猶予申請書 （別記様式第16号）」を栃木県社会福祉協議会福祉人材・研修センターへ提出。	
		返還猶予決定 返還猶予決定通知書を送付

- 届出書及び再就職準備金利用計画書の様式については、栃木県社会福祉協議会のホームページ (<http://www.tochigikenshakyo.jp/jinzai/kashitsuke.html>) からダウンロードできます。
- 届出書及び再就職準備金利用計画書の提出については、福祉人材・研修センター窓口又は県内各ハローワーク（宇都宮を除く）での「福祉のお仕事出張相談」窓口に直接お越しください。
- 提出された申請書等に不備があった場合は、貸付決定や再就職準備金の交付が遅れることがあります。予めご了承ください。

●返還猶予決定後～返還免除

時期	申請者	栃木県社会福祉協議会 福祉人材・研修センター
毎年4月	「 業務従事証明書 （別記様式第10号）」を栃木県社会福祉協議会福祉人材・研修センターへ提出。	就業状況を確認
2年間、引き続き介護等職員として従事後	「 返還免除申請書 （別記様式第19号）」を栃木県社会福祉協議会福祉人材・研修センターへ提出。	
		返還免除決定 返還免除決定通知書を送付 借用証書を返還

- 各種手続詳細については、貸付決定時にお送りする「再就職準備金貸付の手引」をご覧ください。